

■ 法律の制定・改正の経緯と本合同会議における検討の目的

- 平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」を制定。
- 平成25年にフロン回収破壊法をフロン類の製造から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講ずるために「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に大幅改正し、平成27年4月に施行。
- 令和元年に廃棄時回収率向上のためフロン排出抑制法を一部改正し、令和2年4月に施行。
- 令和7年3月末で改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な対策の方向性を示す。

■ 主な検討内容

- 令和元年改正の施行状況評価
- さらなる排出抑制に向けた検討

■ 開催日程（予定）

- 第1回：令和8年3月27日（金） 13：00－15：00
- 第2回：令和8年4月7日（火） 14：00－16：00
- 第3回：令和8年5月12日（火） 14：00－16：00
- 第4回：令和8年6月26日（金） 15：00－17：00
- 第5回：令和8年冬ごろを予定